

基発第0422001号
平成21年4月22日

(社)全国労働保険事務組合連合会
会 長 堀谷 義明 殿

厚生労働省労働基準局長
金子 順



メリット制度による労災保険率の適用誤りについて

平素より労働保険料の適正徴収に多大な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労災保険率の適用については、業務災害の発生状況に応じ率を増減させること（以下「メリット制」という。）としておりますが、平成19年度及び平成20年度保険料において、誤ってメリット制を適用せずに保険料を徴収している事業場が全国で約1400件あることが判明し、本日、このことを別添のとおり公表いたしました。

今後、厚生労働省においては対象事業主に対してお詫び申し上げるとともに、今回の件について、下記のとおり対応することとしております。つきましては、該当する静岡局管内1件、三重局管内3件の事業主が委託している事務組合に対しましては、まずは労働局より関係事務組合にご連絡し、委託事業場への対応をご相談申し上げますので、貴連合会におかれましても、これが周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 労災保険率が誤って適用されている事業場
一部の事業場について、メリット料率が適用されなかったため、平成19年度及び平成20年度保険料が過大・過小となっており、追加徴収又は還付を行うことが必要となったもの。
対象事業場には、厚生労働省より個別に連絡を行う予定（4月）。
- 2 追加徴収・還付について
 - ① 還付については、平成19年度保険料は認定決定に基づき、平成20年度保険料は確定精算に基づき行うこととし、今後関係書類を対象事業主に送付し、還付手続きを実施する。
 - ② 追加徴収については、訪問等により、納付について相談する。年度更新手続き等に合わせ、手続きを行うことを基本とするが、各事業主の実状を踏まえ、個別に相談する予定。
- 3 事業主に対する周知の徹底
 - (1) 対象事業主に対して、当省より連絡（4月22日～）
 - (2) 新聞発表・本省ホームページへの掲載（4月22日）

課長 小鹿 昌也

課長補佐 藤本 達夫

労働保険徴収業務室

室長 坂本 忠行

室長補佐 坂田 善廣

Tel 03-5253-1111 (内線5156)

03-3502-6722 (直通)

担当

労災保険率の適用誤りによる労働保険料の過大・過小徴収について

1 事案の経緯及び概要

労働保険の適用事業場の一部について、平成19、20年度の保険料の算定に当たり、本来、労災保険率を事業場ごとの業務災害の発生状況に応じ増減させたメリット労災保険率(※1)を適用すべきところ、誤ってメリット制を適用せずに保険料を徴収している事業場が全国で約1,400件あることが判明した(※2)。

その結果、これらの事業場については、既に平成19年度分(確定)及び平成20年度分(概算)の保険料を納付いただいたが、過大又は過小となっているものが生じている。

この原因は、平成15年度に「労働保険適用徴収システム」を改修した際、業者に委託して開発したプログラムの一部にミスがあったことによるものである。なお、このプログラムについては既に改修済みである。

※1 メリット労災保険率

事業主の災害防止努力を保険料負担に反映させるため、一定規模以上(例：常時使用する労働者数100人以上など)の事業場について、連続する3年度中のその事業場の収支状況(業務災害に係る保険給付額÷確定保険料額(労災保険分))に応じ、「基準となる料率」を、40%の範囲内で引き上げ又は引き下げるもの

※2 メリット制が誤って適用された事業場数等

			平成19年度	平成20年度
徴収済の 保険料額	過小	事業場数	73	163
		追徴総額	約 2,800万円	約 9,100万円
	過大	事業場数	323	821
		還付総額	約1億6,600万円	約5億6,700万円
対象事業場数 総計			396	984

* 追徴額、還付額のうち、平成20年度分については見込額。

* メリット労災保険率は、連続する3年度において一定要件を満たした場合に翌々年度から適用されるものであり、プログラムミスによる収支状況の計算への影響は平成15年度分以降から生じることとなるため、メリット労災保険率の適用誤りによる保険料額への影響は、平成19年度分のものから生じることとなる。

2 今後の対応

(1) 事業主に対する説明

今般対象となる事業主に対し本件事態について説明をし、ご迷惑をおかけしたことについてお詫びするとともに、徴収済みの保険料が過大となっている事業主に対し速やかに還付する。また、徴収済みの保険料が過小となっている事業主に対しては、平成21年度における保険料の申告・納付時期(6月1日～7月10日)等において、追加徴収することについて理解を求める。特に、追加徴収するにあたっては、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、対象事業主の個別の実情を伺い、本来のメリット労災保険率を適用した保険料を納付いただけるよう、相談していく予定である。

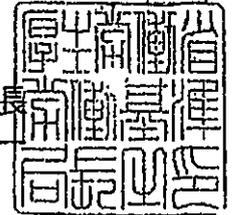
(2) 再発防止策の徹底

今回の事態は、事業主の労働災害防止努力を労災保険の保険料負担に反映させるとのメリット制の趣旨に照らし、誠に遺憾なことと考えており、再発防止のため、以下の措置を講ずる。

- ① 改修したプログラム等がシステムに与える影響等について、開発業者による検証・品質管理の再徹底
- ② 開発業者が行う検証や品質管理に関する確認の再徹底
- ③ 第三者による仕様書の精査及びテスト工程時における検証の実施

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大槻 哲也 殿

厚生労働省労働基準局長
金子 順



メリット制度による労災保険率の適用誤りについて

平素より労働保険料の適正徴収に多大な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労災保険率の適用については、業務災害の発生状況に応じ率を増減させること（以下「メリット制」という。）としておりますが、平成19年度及び平成20年度保険料において、誤ってメリット制を適用せずに保険料を徴収している事業場が全国で約1400件あることが判明し、本日、このことを別添のとおり公表いたしました。

今後、本省において対象事業主に対してお詫び申し上げるとともに、今回の件について、下記のとおり対応することとしております。

つきましては、対象事業主より、個別に社会保険労務士に対するご相談等が予想されますことから、右、相談等があった場合には、担当労働局へ相談するようご説明賜りますよう、会員への周知等に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 労災保険率が誤って適用されている事業場
一部の事業場について、メリット料率が適用されなかったため、平成19年度及び平成20年度保険料が過大・過小となっており、追加徴収又は還付を行うことが必要となったもの。
対象事業場には、厚生労働省より個別に連絡を行う予定（4月）。
- 2 追加徴収・還付について
 - ① 還付については、平成19年度保険料は認定決定に基づき、平成20年度保険料は確定精算に基づき行うこととし、今後関係書類を対象事業主に送付し、還付手続きを実施する。
 - ② 追加徴収については、訪問等により、納付について相談する。年度更新手続き等に合わせ、手続きを行うことを基本とするが、各事業主の実状を踏まえ、個別に相談する予定。
- 3 事業主に対する周知の徹底
 - (1) 対象事業主に対して、当省より連絡（4月22日～）
 - (2) 新聞発表・本省ホームページへの掲載（4月22日）

担 当	労働基準局労働保険徴収課
	課長 小鹿 昌也
	課長補佐 藤本 達夫
	労働保険徴収業務室
	室長 坂本 忠行
	室長補佐 坂田 善廣
	Tel 03-5253-1111 (内線5156)
	03-3502-6722 (直通)

労災保険率の適用誤りによる労働保険料の過大・過小徴収について

1 事案の経緯及び概要

労働保険の適用事業場の一部について、平成19、20年度の保険料の算定に当たり、本来、労災保険率を事業場ごとの業務災害の発生状況に応じ増減させたメリット労災保険率(※1)を適用すべきところ、誤ってメリット制を適用せずに保険料を徴収している事業場が全国で約1,400件あることが判明した(※2)。

その結果、これらの事業場については、既に平成19年度分(確定)及び平成20年度分(概算)の保険料を納付いただいたが、過大又は過小となっているものが生じている。

この原因は、平成15年度に「労働保険適用徴収システム」を改修した際、業者に委託して開発したプログラムの一部にミスがあったことによるものである。なお、このプログラムについては既に改修済みである。

※1 メリット労災保険率

事業主の災害防止努力を保険料負担に反映させるため、一定規模以上(例：常時使用する労働者数100人以上など)の事業場について、連続する3年度中のその事業場の収支状況(業務災害に係る保険給付額÷確定保険料額(労災保険分))に応じ、「基準となる料率」を、40%の範囲内で引き上げ又は引き下げるもの

※2 メリット制が誤って適用された事業場数等

			平成19年度	平成20年度
徴収済の 保険料額	過小	事業場数	73	163
		追徴総額	約 2,800万円	約 9,100万円
	過大	事業場数	323	821
		還付総額	約1億6,600万円	約5億6,700万円
対象事業場数 総計			396	984

* 追徴額、還付額のうち、平成20年度分については見込額。

* メリット労災保険率は、連続する3年度において一定要件を満たした場合に翌々年度から適用されるものであり、プログラムミスによる収支状況の計算への影響は平成15年度分以降から生じることとなるため、メリット労災保険率の適用誤りによる保険料額への影響は、平成19年度分のものから生じることとなる。

2 今後の対応

(1) 事業主に対する説明

今般対象となる事業主に対し本件事態について説明をし、ご迷惑をおかけしたことについてお詫びするとともに、徴収済みの保険料が過大となっている事業主に対し速やかに還付する。また、徴収済みの保険料が過小となっている事業主に対しては、平成21年度における保険料の申告・納付時期(6月1日～7月10日)等において、追加徴収することについて理解を求める。特に、追加徴収するにあたっては、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、対象事業主の個別の実情を伺い、本来のメリット労災保険率を適用した保険料を納付いただけるよう、相談していく予定である。

(2) 再発防止策の徹底

今回の事態は、事業主の労働災害防止努力を労災保険の保険料負担に反映させるとのメリット制の趣旨に照らし、誠に遺憾なことと考えており、再発防止のため、以下の措置を講ずる。

- ① 改修したプログラム等がシステムに与える影響等について、開発業者による検証・品質管理の再徹底
- ② 開発業者が行う検証や品質管理に関する確認の再徹底
- ③ 第三者による仕様書の精査及びテスト工程時における検証の実施